

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 4 1 1

2021年(令和3年)5月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

2021(令和3)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書 大阪市回答

(410号の続き)

2-(16) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当・高等学校教育担当

今年度は、コロナウイルス感染症拡大の影響で全国学力・学習状況調査が中止されており、昨年度の「全国学力・学習状況調査」の結果、本市の平均正答率の対全国比については、小学校算数においてやや改善は見られたものの、小学校国語において平成30(2018)年度調査より低い結果となり、一層の改善が必要だと認識しております。また、中学校国語、数学においては、どちらの教科も平成30(2018)年度調査とほぼ同じ結果であり、3年間でほぼ横ばいととどまっており、中学校英語においても中学校国語、数学とほぼ同程度の結果となっています。すべての教科において全国平均に満たないため、今後も改善に向け取り組む必要があると考えております。

全市の進路状況につきましては、高等学校等への進学率はここ数年高い率で安定しておりますが、進学後の中退者等の問題は依然として課題があります。

これらの課題を克服するため、基礎学力、論理的思考能力を習得し、さまざまな情報をもとに自分自身で考え、自己の判断と責任のもとに国際社会において力強く生きていける人間をはぐくむことに努めているところです。

また、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図るなど、計画的・継続的な進路指導の充実に努めてまいります。

高等学校では、中学校との連携を深めるとともに、中学生が「入りたい」と思える学校となるよう、多様な選択科目を設定するなど、特色ある学校づくりを進めています。また、入学後のガイダンス機能を充実させるとともに、系統的な進路指導やキャリア教育の充実に努め、生徒の自己実現を図ってまいります。

2-(17) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようにしているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。

こども青少年局 こども家庭課 ひとり親等支援グループ

新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況につきましては、各区に配置するひとり親家庭サポーターによる相談支援において一定数受付しているところですが、その他の就業相談を含めた相談件数としましては、概ね半年並みとなっているところです。

また、母子・父子福祉センター大阪府立愛光会館内に設置する、ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいてもその傾向については同様となっているところです。

働くひとり親家庭への支援制度の新設や改正の進捗状況としましては、職業能力の開発の講座費用や修業期間中の生活支援のため、「ひとり親家庭自立支援給付金事業」を実施しておりますが、その中でも、看護師、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の安定を図るため、給付金を支給する「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等」については、平成30(2018)年度より国制度では市町村民税課税世帯は70,500円、非課税世帯は100,000円(最終学年は4万円加算)とされている基準に対し、市独自で上乗せして年次を問わず非課税世帯は月141,000円に拡充しています。制度利用者としては拡充前の平成29(2017)年度の新規給付者66人に対し、平成30(2018)年度は108人、令和元(2019)年度は218人と増加しており、就職に役立つ資格取得に対する支援が出来ていると考えているところです。

また、保育所等の入所選考につきまして、就労されているひとり親家庭については選考に使用する保育利用調整基準の点数をより高く設定しておりますが、平成30(2018)年度より、就学されているひとり親家庭についても保育利用調整基準の点数をより高く設定しております。

加えて、ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関の入学をめざして専門学校等受験対策講座を受講する場合、受講費用の全額(上限あり)を支給する「ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金」を平成30(2018)年度より実施しています。さらに、一時保育が必要なひとり親に対応するため、母子・父子福祉センター「愛光会館」において、(准)看護師資格取得の養成機関への入学するための受験対策講座を実施しています。

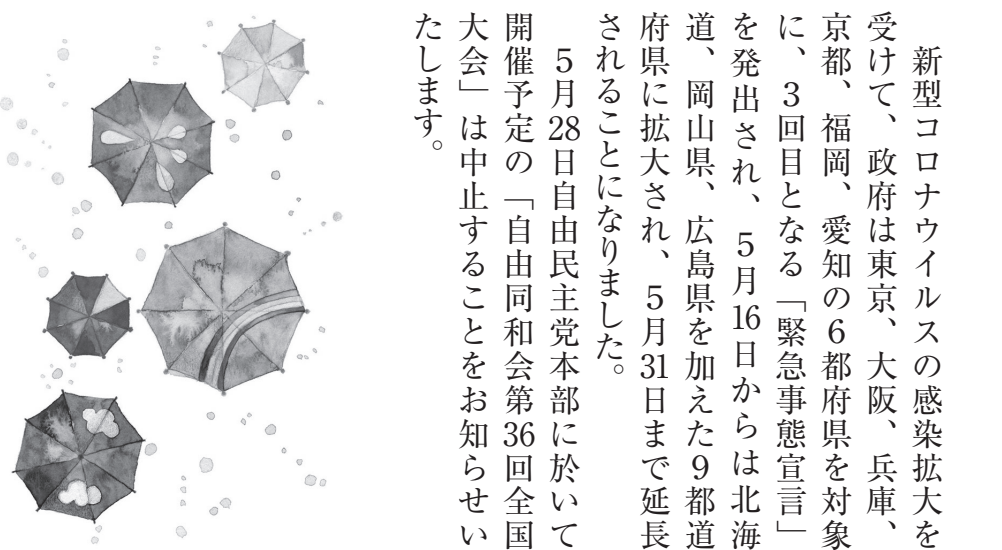
2-(18) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛中での家庭内でのDVや児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。また、児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月からの親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜査の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているのが職員の人数が足りていないのが現状と言われているが、どのように取り組まれているか明らかにされたい。

また、令和元年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。

こども青少年局 こども相談センター・子育て支援部 こども家庭課 市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課

大阪市における児童虐待にかかる相談・通告の件数は依然として高い数値で推移しておりますが、これは虐待防止への意識が広がり通告が増えていることに加えてDVによる心理的虐待の通告が増えていることが大きな要因であると考えております。令和元(2019)年度の、大阪市こども相談センター、南部こども相談センターでの虐待対応件数は前年度比207件増の6,523件でした。しかしながら、直近でデータを取れる今年3月を昨年3月と比較すると、新型コロナ禍の下にある今年3月の方が約24%減っています。これについては虐待が潜在化・重症化してしまうことがないよう、関係機関と連携を取って個々の事案に対して丁寧な対応に努めているところです。

DV相談については、定期的に相談件数等を把握しており、今年度上半期における配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉センター、女性総合相談センターの相談件数の合計は、前年の同時期



新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、政府は東京、大阪、兵庫、京都、福岡、愛知の6都府県を対象に、3回目となる「緊急事態宣言」を发出され、5月16日からは北海道、岡山県、広島県を加えた9都府県に拡大され、5月31日まで延長されることになりました。

5月28日自由民主党本部に於いて開催予定の「自由同和会第36回全国大会」は中止することをお知らせいたします。

に比較して約2割増加しています。

児童虐待対策については、これまでもこども相談センター(児童相談所)と各区保健福祉センター、地域の関係機関等の連携により、発生子防、早期発見・早期対応に取り組んでいるところですが、要保護児童等が重要と考えております。

こども相談センター(児童相談所)では「大阪市児童虐待ホットライン」を設置し、24時間365日児童虐待相談に対応し、虐待の早期発見や支援に繋がる体制を整えています。加えて、施設等から家庭引取りとなる児童の家庭復帰支援体制を整備し、虐待の再発防止に努めているところです。

なお、令和元(2019)年度より、こども相談センターに常勤の弁護士が配置されました。児童の命・安全を守るために必要な法的対応を検討し実施してまいります。

また、増加する児童虐待相談に迅速に対応できるよう、平成28(2016)年10月2か所目の児童相談所を市内南部(平野区)に開設しました。今後、令和3(2021)年度に北部こども相談センター(東淀川区)を開設し、市内東部(鶴見区)に4か所目の児童相談所設置に向け計画を進めてまいります。

こども相談センターの職員体制について、今後、児童福祉法の配置標準をもとに、児童福祉司や児童心理司、一時保護所の職員を大幅に増員してまいります。実務経験を通して丁寧に相談援助技術を教え、専門性を育てていく必要があるため、段階的に10年程度の期間をかけて増員を行う計画です。

また、各区においては、区要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るよう取り組むとともに、こどもに関わる機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする児童虐待事例に適切に対応できるよう支援体制の強化をすすめています。さらに、支援が必要な家庭を確実に把握するため、妊婦、子育て中の保護者に対する相談窓口の周知を行うとともに、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動にも取り組んでいるところです。

大阪府警とは平成29(2017)年2月に情報提供に関する協定書を締結し、虐待再発防止に向けて情報共有を行っています。また、大阪府とは、令和元(2019)年8月及び令和2(2020)年3月には大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」に市長が副座長として参画し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでいます。

2-(19) SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。大阪市の取り組み状況について明らかにされたい。

市民局 人権啓発・相談センター 市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

インターネット上の差別事象は、増加しており、このような差別書き込みについては、差別を助長・誘発するものであり、また、多くの人の心を傷つけるものであり断じて許されないものであると認識しています。

これまでも、インターネット上の差別事象については、大阪府等とも連携し、プロバイダ等に対する削除要請を法務局に行うなどの対応を行っています。

しかしながら、削除するか否かはプロバイダ等の任意に委ねられているなど地方自治体による対応には限界があり、国における対応が必要であると考えています。

本市におきましては、引き続き、大阪府や府下市町村とともに、国に対して差別行為を防止するための法的措置を含む実効性のある対策を求めています。

また、不当な差別書き込み等によって人権侵害を受けた、精神的に傷つけられたなどの相談に対しては、引き続き、人権啓発・相談センターの専門相談員による人権相談により対応してまいります。

2-(20) 新型コロナウイルス感染症に感染された方や医療従事者等に対する差別や誹謗中傷に関する状況とそれらに対する取り組みを明らかにされたい。

健康局 保健所 感染症対策課 市民局 人権啓発・相談センター

今般のコロナ禍において、誤解や偏見に基づく差別や誹謗中傷など人権侵害につながる事象が多く発生しました。新型コロナウイルス感染症と闘っている医療従事者をはじめ我々の生活を支えているエッセンシャルワーカーへの差別や誹謗中傷はあってはならないものと考えています。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について、誤った情報や根拠のない噂等の不確かな情報に惑わされて、誹謗中傷や風評被害を発生させてしまわないようとの内容で、大阪市ホームページにおいて情報発信を行っています。また、市長自ら啓発動画を通じて周知、啓発を行っています。

また、大阪市人権啓発・相談センターでは、新型コロナウイルス感染症にかかる誤解や偏見に基づく差別や誹謗中傷など人権侵害を含む、様々な人権課題に対する相談に専門相談員が応じています。6月には「新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間」を設け、相談事業の積極的周知を行ったところです。

今後も、新型コロナウイルス感染症にかかる誤解や偏見に基づく差別や誹謗中傷など人権侵害につながる事象が発生しないよう、また、万が一発生した場合には気軽に相談できるよう啓発・相談の取組みを継続して行うとともに、感染者に対して不当な差別・偏見が生じないよう十分に留意しつつ感染拡大防止に向けて取り組んでまいります。

<参考> ●大阪市ホームページ

「新型コロナウイルス感染症について」内

「新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について」…【別紙参照】

回答2(20)別紙

新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について

新型コロナウイルス感染症に関する、誤解や偏見、忌避意識などにより、感染された人とそのご家族や周囲の人、治療にあたっている病院関係者、海外からの帰国者等に対する不当な差別、いじめ等があらはなりません。

また、近年では、テレビや新聞などの報道機関だけでなく、SNS 等での投稿や書き込みなど、誰もが情報を発信できるようになっているため、誤った情報や根拠のない噂等の不確かな情報に惑わされて、誹謗中傷や風評被害を発生させないようにしましょう。

正しい情報に基づき、冷静な行動をこころがけましょう。

●松井市長による啓発メッセージ

松井市長による「STOP! コロナ差別」の啓発メッセージを配信しています。ぜひ、ご覧ください。

「[STOP! コロナ差別]市長コメント」(YouTube)

・皆さん、こんにちは。大阪市長の松井です。

・大阪市においては、新型コロナウイルス感染症の新たな感染拡大の恐れも想定されることから、市民の皆さんにご協力をいただきながら、しっかりと対策を進めております。

・このような中、感染された方々やその医療従事者、その家族に対する誹謗中傷やインターネット上への心ない書込みがなされるなど、人権を侵害する事象が見受けられます。

・どんな理由があろうと、差別やいじめは絶対に許されません!

・大阪人権啓発・相談センターでは、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別やいじめを受けられた方の相談をお受けしていますので、まず、一人で悩まず、ご相談をください。

・ストップ! コロナ差別

●不当な差別やいじめを受けられた方の相談

新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別やいじめを受けられた方の相談は、新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口のほか、大阪人権啓発・相談センターや、各区人権相談の窓口、法務省の人権問題相談窓口でもお受けしています。一人で悩まず、ご相談をください。

2-(21) ILO 第111 号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止するILO190 号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

国に対しては、雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO 第111 号条約の批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるよう、厚生労働省に、「雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO 第111 号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めてください。また、現在、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身又は社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など必要な措置を講じてください」という要望を、大阪府や大阪府市長会等と連携し、要望しています。また、ILO 第190 号条約については、今後の国の動向を注視してまいります。

2-(22) 「いじめ防止対策推進法」が平成25 年施行され7年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等により一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 こども青少年局 こども相談センター 教育相談担当
本市においては、「いじめ防止対策推進法」第12 条の規定に基づき策定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の主旨に沿いながら、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定しております。

教育委員会としましては、いじめ重大事態が発生している現状を踏まえ、令和2(2020)年7月に、全教職員に「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を改めて周知し、全教職員が本方針についての理解を深めるため、全教職員を対象としたe ラーニング研修を実施するとともに、各学校のいじめ防止基本方針の見直しを指示しました。また、本研修後に教職員自身がそれぞれのいじめ対応を振り返るためのチェックシートを記入するなど、本方針に基づき、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先したいじめ問題への対策を進めるよう、各学校への指導を徹底しております。

各学校におきましては、平成29(2017)年度より、5月の大型連休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、いじめ問題の未然防止に向けた取組の充実に努めております。

今年度においては、コロナ禍により臨時休業期間であったため、6月29 日より2週間の期間を設け、各学校で同日を設定し、取り組んでおります。スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和2

(2020)年度より、「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーとして、全市24 行政区すべてに学校数に応じて1~2 名配置しております。令和元(2019)年度に比べて15 名増員し、拡充しております。

学校におけるいじめ対策のための組織にスクールソーシャルワーカーが入り、福祉的な視点を取り入れながら、アセスメントから指導・支援のプランニング、実行へとつなげ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めております。

スクールカウンセラーにつきましては、いじめや不登校、児童虐待等の早期発見・早期対応を図るため、こころの専門家である公認心理師等を令和2(2020)年度におきましては、中学校129校に配置するとともに、小学校195 校へも派遣いたしております。今後も小学校への派遣につきまして、区の協力を得ながらその拡充と充実に努めてまいりたいと考えております。

また、各学校におきまして重大事態が発生した時には、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーを速やかに派遣し、児童・生徒にとって適切な相談・支援を行っております。さらに、関係諸機関と連携・協力体制の充実に努めながら、こども及び保護者のこころのケアに努めているところでございます。

2-(23) 日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金への「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し「給付型奨学金」の拡充、無利子枠の一層の拡大を要望していく。大阪市におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当

日本学生支援機構の大学生等に対する奨学金事業につきましては、平成29(2017)年度から給付型奨学金が創設され、令和2(2020)年4月から、「給付型奨学金」の収入基準が緩和されるとともに、学力基準につきましても、レポートの提出や学校における面談により学習意欲が認められる場合には、給付対象とされることとされました。

今後とも指定都市教育委員・教育長協議会を通じて、対象者の拡大、給付の増額等、一層の事業の充実を国に対して要望してまいります。

2-(24) 学校における性的マイノリティについて、平成28 年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が配布されたが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

教育委員会では、文部科学省のリーフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)や「『性はグラデーション』大阪市淀川区・阿倍野区・都島区 3区共同ハンドブック」などを全校に配布するとともに、性の多様性に関する教職員研修を毎年実施しております。これを踏まえ各学校においては、当事者である児童生徒の気持ちに寄り添いながら丁寧な対応に努めているところです。

また、平成29(2017)年10 月には、全市小中学校・高等学校に対して、LGBT 等、性の多様性に関する調査を行いました。調査結果をまとめ、各学校に周知するとともに、LGBT 等、性の多様性に関して配慮の必要な児童生徒が学級に必ず在籍しているという認識の下に、各学校の実情に応じた取組みを進めるよう指示しました。

さらに、令和2(2020)年10 月には、教職員向けに人権教育の年間指導計画例・実践例「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～LGBT 編～」を作成しました。多様な性や相談体制・環境づくりについての解説と、児童生徒の実態に応じた実践事例を掲載し、すべての学校園で工夫しながら、具体的に授業を進められるよう示しております。

今後も、教職員が性についての悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるために、性の多様性について正しい知識と理解を深められるよう、研修を実施してまいります。また、各校における相談体制の充実を図るため、管理職・担任・養護教諭、学校医、スクールカウンセラー等が組織的に支援にあたるとともに、個別の相談があった場合には、個々の児童生徒や保護者の気持ちを丁寧に聞き取り、柔軟な対応を行うよう、はたらきかけてまいります。

2-(25) 学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考え。道徳心が育まれ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(第3教育ブロックグループ) (人権・国際理解教育)

本市では学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として「特別の教科 道徳」が、平成30(2018)年度より小学校で、平成31(2019)年度より中学校で実施されております。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しています。

学習指導要領の改訂により、いじめ問題への対応(「相互理解・寛容」や「公正・公平・社会正義」等)の充実を図るとともに、発達段階をより一層踏まえた体系的なものにする観点からの内容改善が行われたことを踏まえ、子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性をはぐくむことを基本としながら、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校の支援に努めてまいります。

道徳的諸価値として示されている内容項目には、多様なものの見方、差別や偏見のない社会の実現、国際理解、生命の尊重などが掲げられており、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」に示されている内容と多くの共通点をもっています。道徳教育と同じく、人権教育も教育活動全体を通じて行うものであることから、道徳科の指導にあたっては人権尊重の精神を基盤として行うべきものと認識しております。

いじめを人権侵害ととらえ、児童生徒が相互に人権を尊重する態度を身につけられるよう、今後も総合的・体系的な人権教育の推進に努めてまいります。

2-(26) 地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

市民局 区政支援室 地域力担当

貴団体のご指摘のとおり、各区は地域の実情をきめ細やかに把握し、各局と連携を図りながら、施策に反映させていく必要があると認識しております。

市民局区政支援室は、各区、各局の連携が円滑に進み、各区がよりよい施策を講じることができるよう、区長会議における区と局との議論を促していくなど、区長会議と密に連携を図りながら進めてまいります。